平成２２年（フ）第１９８０７号
埼玉県越谷市瓦曽根１丁目４―22―505
破産者　山口　幹郎
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９８３９号
千葉県柏市桜台３番３号
破産者　有限会社三孫商事
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９８４２号
千葉県浦安市富士見５丁目４番14号
破産者　株式会社エコ・プラン
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９８４３号
千葉県浦安市堀江５丁目19―41―101
破産者　渡邉　純司
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９８８８号
青森県三戸郡三戸町大字梅内字城ノ下16番地５
破産者　有限会社名久井興業
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９８９０号
青森県三戸郡三戸町大字梅内字城ノ下16―５
破産者　名久井廣子
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０７８８号
東京都練馬区中村北３丁目19―12　中村方
破産者　古谷　貞夫
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０８５７号
東京都板橋区成増３丁目43―10―110、開始決定時の住所東京都北区東十条４丁目13―８―303
破産者　今井　靖敬
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１００５号
千葉県松戸市根木内280―２―202
破産者　熊田　広美
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１００７号
神奈川県海老名市杉久保南１―３―３　東部ネットワーク海老名寮101、住民票上の住所神奈川県相模原市南区相模台２丁目32―８
破産者　増川　真一（旧姓宮本）
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１０４９号
東京都葛飾区南水元２丁目29―15、開始決定時の住所東京都葛飾区南水元２丁目19―15
破産者　西青木　隆
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１０５０号
東京都葛飾区南水元２丁目29―15、開始決定時の住所東京都葛飾区南水元２丁目19―15
破産者　西青木理咲（旧姓原田）
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１０５２号
東京都荒川区荒川２丁目35―８　すずらん館１階
破産者　奥永　元春
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１１１４号
東京都杉並区下井草３丁目４―３―201
破産者　竹内　竜一
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１１７５号
東京都荒川区西尾久４丁目12―11―720
破産者　駒崎　雅俊
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１２５２号
東京都板橋区大谷口１丁目44―３―101
破産者　今泉　直樹
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１２５３号
東京都立川市若葉町４丁目25―１―13―501
破産者　熊谷　春穂
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１２５４号
東京都小平市鈴木町２丁目772―10―１―104
破産者　齋藤　藤行
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１２５５号
東京都小平市鈴木町２丁目772―10―１―104
破産者　齋藤　洋子
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１２６２号
東京都小平市上水新町３丁目10―７　グリーン・コートパート１―202
破産者　霜凍　　都（旧姓下地）
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１２６３号
埼玉県戸田市笹目４丁目14―８―206
破産者　矢口　純二
1　決定年月日　平成23年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部